

## 道水路境界標保全の手引き

### 1 境界確定の有無の確認（川崎市境界標保全要綱<sup>\*1</sup>（以下「要綱」という。）第4条）

川崎市道水路台帳平面図は、市ホームページ（ガイドマップかわさき<sup>\*2</sup>）のほか、各区役所道路公園センター及び建設緑政局道路河川管理部管理課で取得できます。

川崎市道水路台帳平面図に斜距離の記載がない箇所又は境界標の種別や点間距離が現地と異なる箇所（境界標の種別や点間距離）の境界標保全については、所管する道路公園センター財産管理担当（以下「所管担当」という。）に事前に相談してください。

また、座標値の交付<sup>\*3</sup>を受ける場合は、所管担当で申請を受け付けています。ただし、座標値がない場合もあります。電子メールでの申請も可能です。

### 2 境界標の調査報告（要綱第5条）

境界標調査報告書（第1号様式）を記入のうえ、次の図書を添付し、所管担当に提出又は電子申請<sup>\*4</sup>してください。申請後、所管担当から境界標保全の可否について連絡があります。

添付図書 （1）案内図

（2）道水路台帳平面図写し

（3）境界標保全調査図（P5 参照）

（4）公図写し（土地所有者を記載）

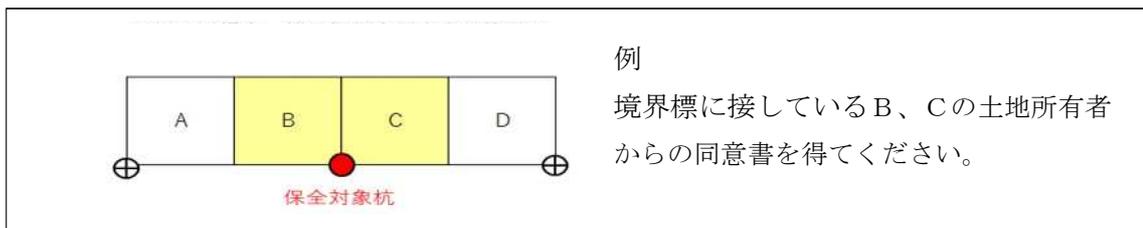
※インターネットにより取得したものでも可

（5）その他関連資料（土地所有者調書等）

「境界標保全調査図」は、現地の実測距離と道水路台帳平面図の点間距離とを比較するため、作成・提出をお願いするものです。（P5 参照）なお、測量範囲は原則、保全対象とする境界標の施工位置側一点先及びその対面です。

### 3 関係土地所有者の同意（要綱第9条）

工事施工前に、保全対象の境界標に接している土地所有者から、境界標保全同意書（第5号様式）に署名又は記名押印を得てください。ただし、法人の場合は記名押印を得てください。



#### 4 境界標のマーキング・設置（埋設）（要綱第 10 条）

##### (1) 境界標の支給

工事に伴い、境界標の種類が変わる場合又は境界標が劣化している場合については、所管担当で境界標の支給を受けてください。なお、支給の際に、関係土地所有者からの境界標保全同意書（第 5 号様式）を確認します。

##### (2) マーキング

コンクリート杭については、設置前に必要な範囲を赤くマーキングしてください。プレート、鋳、刻みについては、マーキングは不要です。

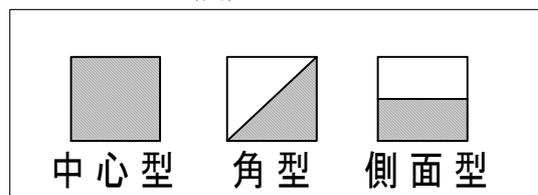
コンクリート杭のマーキング範囲

中心杭：杭の表面全体に赤色を塗る

角型：境界標を示す角を三角に赤色を塗る

側面型：境界標を示す側面の半分を赤色を塗る

マーキング（例）



##### (3) 設置（埋設）

境界標は境界標保全調査図のと通りの位置に設置してください。

詳しくは、川崎市境界標設置ガイドライン<sup>※5</sup>を御確認ください。

#### 5 境界標保全・マーキング完了報告（要綱第 11 条）

境界標保全・マーキング報告書（第 3 号様式）を記入のうえ、次の図書を添付し、所管担当に提出してください。

添付図書 (1) 境界標保全同意書（第 5 号様式）

(2) 保全検測図（P6 参照）

(3) その他関連資料

「保全検測図」は、保全対象とした境界標について、関連する境界標との点間距離を測量し、作成・提出をお願いするものです（P6 参照）。

#### 6 現地立会検査

境界標の保全について検査を行うため、所管担当と検査日の日程調整をしてください。

検査では、保全検測図を基に現地にて計測を行いますので、測量機器の御用意をお願いします。

境界標の保全に不備が認められる場合は、再度設置していただきます。

## 【境界標保全調査図及び保全検測図の仕様】

### 1 様式

- (1) 記載例を参考に作成してください。
- (2) 用紙サイズはA 4 縦又はA 3 横

### 2 方位及び縮尺

- (1) 方位:余白に記入
- (2) 縮尺:原則 1/500 又は 1/250

### 3 境界標の種別と境界標間距離その他記載事項

- (1) 保全対象の境界標に関する境界標の種別、凡例、台帳図距離、実測距離及び必要に応じ既設座標展開距離を記載
- (2) 実測距離は小数点以下第 4 位を切り捨て
- (3) 路線名
- (4) 工事区域等は赤線で表示
- (5) 保全対象の境界標及び再設置した境界標は赤丸で表示
- (6) 保全前後の境界標の種別 例) 市プレート→市角杭

### 4 座標リスト (任意提出)

- (1) 境界標の点名、X座標、Y座標のリストを作成し、下段に測地系の種類を明記
- (2) 座標値の計算は全桁数を用いて行い、小数点以下第 4 位を四捨五入
- (3) 座標値が付与されている箇所既設座標値を用いる場合は、座標リスト下段に「〇〇年度座標値」と明記

#### ※1 川崎市境界標保全要綱

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/530/0000008300.html>

#### ※2 ガイドマップかわさき

<https://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1>

#### ※3 座標値の交付について

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/28-6-6-3-0-0-0-0.html>

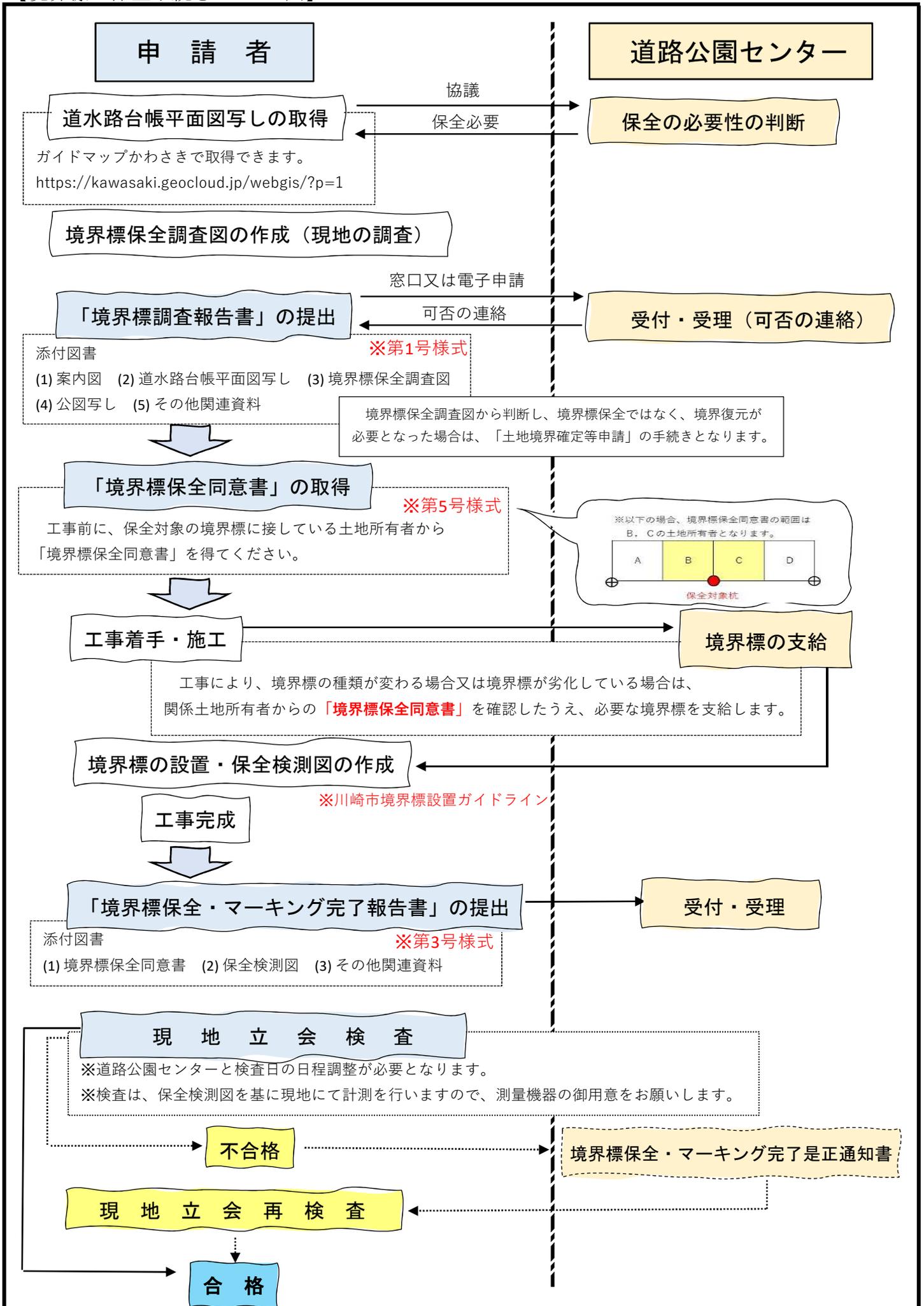
#### ※4 境界標調査報告書の電子申請について

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000107178.html>

#### ※5 川崎市境界標設置ガイドライン

<https://www.city.kawasaki.jp/530/cmsfiles/contents/0000107/107178/gaidorain.pdf>

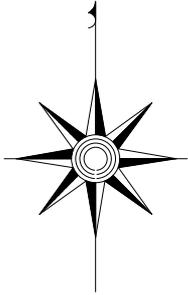
【境界標の保全手続き フロー図】



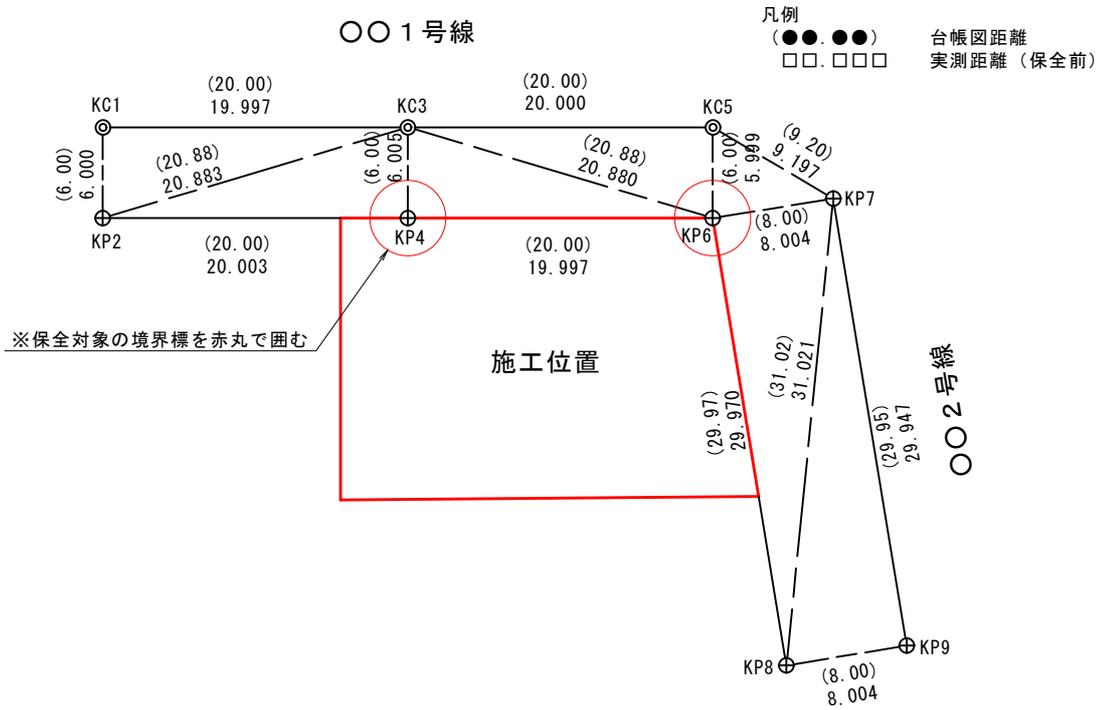
【記載例】

※原則 1/500又は1/250

境界標保全調査図 S=1/500



※保全対象境界標の施工位置側の一点先及びその対面の点間距離を記載



座標リスト

点名	X座標	Y座標
KC1	503.842	544.287
KP2	497.841	544.292
KC3	503.844	524.290
KP4	497.838	524.288
KP5	503.837	504.276
KP6	497.838	504.292
KP7	499.128	496.392
KP8	468.259	499.462
KP9	469.572	491.566

任意座標系

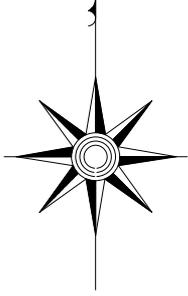
凡例

表記	名称	例
◎	市中心杭	KC○○
⊕	市プレート	KP○○

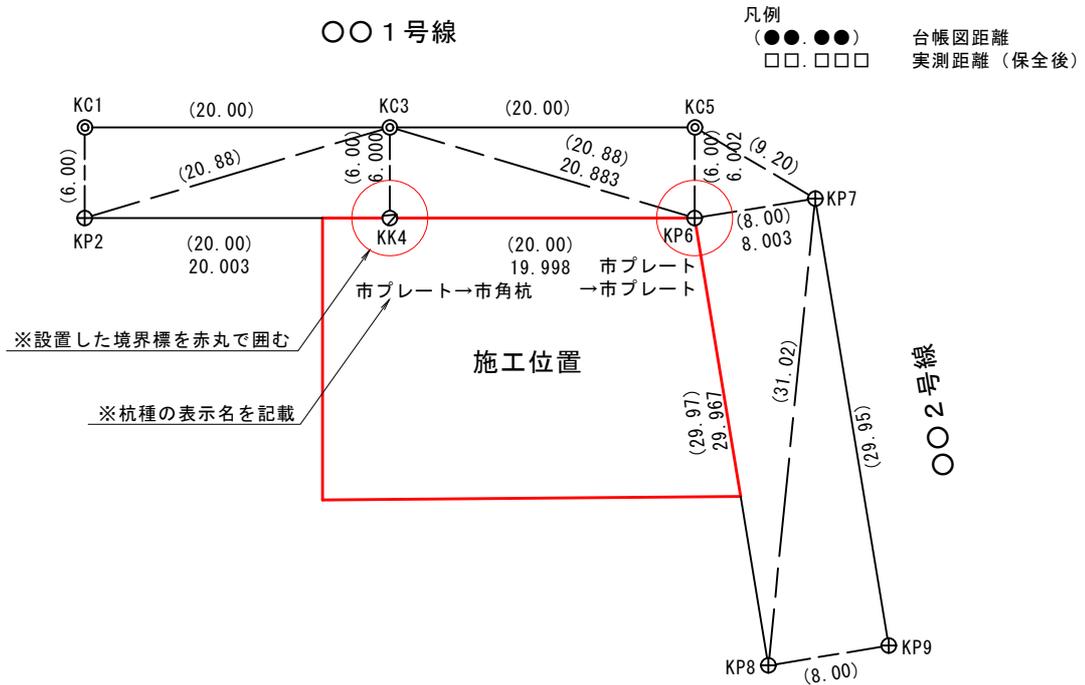
【記載例】

※原則 1/500又は1/250

保全検測図 S=1/500



※保全対象境界標に関連する境界標との点間距離を記載



凡例

表記	名称	例
◎	市中心杭	KC〇〇
⊕	市プレート	KP〇〇
⊙	市角杭	KK〇〇